

商工業者各位

令和6年度 鶴田町特別保証制度のご案内

本制度は鶴田町、青森県信用保証協会、地元金融機関のご協力を得て実施されるものであり鶴田町における中小企業者の内、特に小規模事業者を対象に事業資金の円滑を図り、企業の安定に資するため実施しております。

なお、**鶴**、**活**は保証料の2ヶ年分を町にて補助致しますので必ず商工観光課にご請求下さい。
2年以内に繰り上げ償還し保証料の返戻があった場合は、町に返還していただきます。

名称	鶴田町小口資金特別保証 鶴制度	鶴田町事業活性化資金特別保証 活制度	
融資総額	8,700万円	12,000万円	
取扱金融機関	青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫		
融資対象	鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業	左記に同じ	
融資条件	資金の使途	運転・設備資金とする	左記に同じ
	保証料率	年利率 0.45% ~ 1.90% ※1	左記に同じ
	保証料	保証料の2年分	左記に同じ
	利息	年利率 2.3%以内（固定）	年利率 2.4%以内（固定）
	融資額	1企業につき 1,000万円以内	1企業につき 2,000万円以内
	融資期間及び返済方法	7年以内 一括払い又は割賦償還	10年以内 一括払い又は割賦償還
	保証人担保	保証人 原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人の場合は不要とする ※2 担保 必要に応じて徴求	左記に同じ
実施期間	2024年4月1日 から 2025年3月31日まで		
申込先および手続	申込先：各金融機関 前年度納税証明書 1通準備（役場税務会計課） 設備資金の場合には見積書が必要です		
その他	※1 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料率0.25%又は0.45%が上乗せになります（上乗せ分は補給対象外）。 ※2 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、保証人を徴収しないこととする。		